

2018年漁業センサス

海面漁業調查(漁業経営体調查)結果速報

令和元年11月

宮崎県総合政策部統計調査課

漁業経営体 (1) 漁業経営体数	
(2) 経営組織別漁業経営体数(3) 漁業層別漁業経営体数	
(3) 漁業層別漁業経営体数	
MANAGE AT THE SECOND SE	
⑷ 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数	
(5) 営んだ漁業種類別漁業経営体数	
個人経営体	
(1) 専兼業別漁業経営体数	
(2) 基幹的漁業従事者の男女別・年齢階層別漁業経営体数	
(3) 後継者の有無別漁業経営体数	
漁船	
(1) 漁船隻数	
(2) 漁船種類別隻数	
毎面漁業の就業構造	

2) 另女別・年齢階層別漁業旅業有級	
労働力	
(1) 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数	
(2) 年齢階層別責任のある者数	
(3) 団体経営体における役職別責任のある者数	
(4) 自営・雇われ別漁業就業者数	
全国における宮崎県の順位表(主要指標)	
にあたって	
調査の目的	
調査期日	
調査体系の概要	
調査方法〔海面漁業調査漁業経営体調査〕	
1974-4-27 Pr. 71-4-14 100/1019-4-4-100/1014-1-11 1974-4-2	
地域区分	
地域区分	
地域区分	
	個人経営体 1) 専兼業別漁業経営体数 2) 基幹的漁業従事者の男女別・年齢階層別漁業経営体数 3) 後継者の有無別漁業経営体数

海 面 漁 業 調 査 (漁業経営体調査)

[I] 海面漁業の生産構造

1 漁業経営体

(1) 漁業経営体数

平成30年11月1日現在における宮崎県の漁業経営体数は950経営体で、前回(平成25年調査。以下同じ。)に比べ203経営体減少した。【表1,図1,図2】

また、減少率は17.6%で、前回に比べ0.2ポイント下降しており、減少率は昭和24年の調査開始以来2番目の高さとなっている。

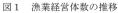
地域別にみると、最も漁業経営体数が多いのが県北地域の383経営体(構成比40.3%)で、次いで県央303経営体(同31.9%)、県南264経営体(同27.8%)の順となっている。減少率はそれぞれ県北14.9%、県央13.9%、県南24.8%となり、すべての地域で減少しているが、特に県南の減少率が高くなっている。【表2,図3】

また、本県の減少率は全国の16.3%を1.3ポイント上回っているが、漁業経営体数の全国順位 (39都道府県中、以下同じ)は前回の29位から28位となった。【表1】

表 1 漁業経営体数 単位:経営体

	区 分	臨時	3次	4次	5次	6次	7次	8次	9次	10次	2003年	2008年	2013年	2018年
	調査年	昭33	昭38	昭43	昭48	昭53	昭58	昭63	平5	平10	平15	平20	平25	平30
宮	漁業経営体数	2,065	1,944	2,326	2,283	2,281	2,237	2,232	2,051	1,792	1,603	1,402	1,153	950
崎	対 前 回 差	△ 237	△ 121	382	△ 43	\triangle 2	△ 44	△ 5	△ 181	△ 259	△ 189	△ 201	△ 249	△ 203
県	増減率(%)	△ 10.3	△ 5.9	19.7	△ 1.8	△ 0.1	△ 1.9	△ 0.2	△ 8.1	△ 12.6	△ 10.5	△ 12.5	△ 17.8	△ 17.6
全	漁業経営体数	229,334	267,211	254,118	232,302	217,734	207,439	190,271	171,524	150,586	132,417	115,196	94,507	79,142
	対 前 回 差	△ 22,413	37,877	△ 13,093	△ 21,816	△ 14,568	△ 10,295	△ 17,168	△ 18,747	△ 20,938	△ 18,169	△ 17,221	△ 20,689	△ 15,365
玉	増減率(%)	△ 8.9	16.5	△ 4.9	△ 8.6	△ 6.3	\triangle 4.7	△ 8.3	△ 9.9	△ 12.2	△ 12.1	△ 13.0	△ 18.0	△ 16.3

注:1 統計表中の「−」は事実のないもの、「△」は負数又は減少したもの、「…」は不詳のもの、調査を欠くものを表す。以下同じ。 2 漁業経営体とは、過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、生産物を販売することを目的として海面において水産動植物の採補又は養殖の事業を行った世帯(個人経営 体)又は事業所(団体経営体)をいう。ただし、過去1年間に漁業の海上作業を30日以上行わなかった世帯を除いている。



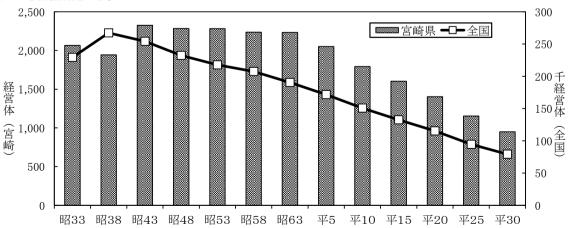


図2 漁業経営体の増減率の推移

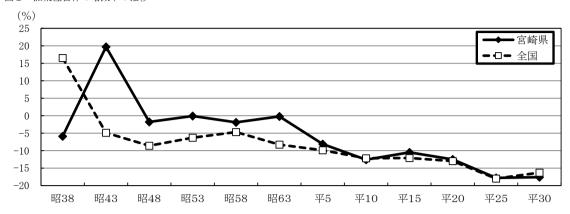
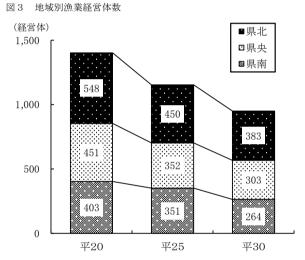


表 2 地域別漁業経営体数

単位:経営体

	区 分	2008年	2013年	2018年
	調 査 年	平20	平25	平30
	漁業経営体数	548	450	383
県北	構成比(%)	39.1	39.0	40.3
	増減率(%)	△ 13.6	△ 17.9	△ 14.9
	漁業経営体数	451	352	303
県央	構成比(%)	32.2	30.5	31.9
	増減率(%)	△ 4.0	△ 22.0	△ 13.9
	漁業経営体数	403	351	264
県南	構成比(%)	28.7	30.5	27.8
	増減率(%)	△ 19.2	△ 12.9	△ 24.8



県北:延岡市、門川町、日向市 県央:都農町、川南町、高鍋町、新富町、宮崎市 県南:日南市、串間市

以下同じ。

(2) 経営組織別漁業経営体数

漁業経営体数を経営組織別にみると、個人経営体が790経営体(構成比83.2%)、団体経営体が 160経営体(同16.8%)となっている。前回に比べ、個人経営体は195経営体減少し、減少率は 19.8%であった。一方、団体経営体は8経営体減少し、減少率は4.8%となった。

団体経営体の内訳をみると、漁業生産組合は9経営体と変わらなかったものの、会社、共同経 営は減少した。

また、本県の会社は149経営体となり、前回より5経営体減少したが、構成比は全国の3.2%を 12.5ポイント上回る15.7%となっている。会社数は北海道、長崎県、鹿児島県に次ぐ全国4位と なっており、他県と比べ会社数が多いことが本県の特徴である。【表3】

表3 経営組織別漁業経営体数

	区 分	漁	業経営体数			構成比(%)		対応	前回増減率(%	%)
	調査年	平20	平25	平30	平20	平25	平30	平20	平25	平30
	計	1,402	1,153	950	100.0	100.0	100.0	△ 12.5	△ 17.8	△ 17.6
	個 人 経 営 体	1,216	985	790	86.7	85.4	83.2	△ 14.2	△ 19.0	△ 19.8
	団 体 経 営 体	186	168	160	13.3	14.6	16.8	0.5	\triangle 9.7	△ 4.8
宮崎	会 社	168	154	149	12.0	13.4	15.7	5.7	\triangle 8.3	\triangle 3.2
県	漁業協同組合	_	_	_	_	_	-	_	_	_
	漁業生産組合	9	9	9	0.6	0.8	0.9	0.0	0.0	0.0
	共 同 経 営	7	4	1	0.5	0.3	0.1	\triangle 46.2	\triangle 42.9	\triangle 75.0
	そ の 他	2	1	1	0.1	0.1	0.1	\triangle 50.0	\triangle 50.0	0.0
	計	115,196	94,507	79,142	100.0	100.0	100.0	△ 13.0	△ 18.0	△ 16.3
	個 人 経 営 体	109,451	89,470	74,596	95.0	94.7	94.3	△ 13.1	△ 18.3	\triangle 16.6
	団 体 経 営 体	5,743	5,037	4,546	5.0	5.3	5.7	△ 11.4	△ 12.3	\triangle 9.7
全	会 社	2,715	2,534	2,545	2.4	2.7	3.2	\triangle 4.3	\triangle 6.7	0.4
国	漁業協同組合	206	211	160	0.2	0.2	0.2	\triangle 17.3	2.4	\triangle 24.2
	漁業生産組合	105	110	94	0.1	0.1	0.1	\triangle 22.8	4.8	\triangle 14.5
	共 同 経 営	2,678	2,147	1,711	2.3	2.3	2.2	\triangle 14.8	△ 19.8	\triangle 20.3
	そ の 他	41	35	36	0.0	0.0	0.0	△ 66.1	△ 14.6	2.9

(3)漁業層別漁業経営体数

漁業経営体数を漁業層別にみると、沿岸漁業層における漁業経営体数は778経営体で、前回に比べ182経営体(19.0%)減少した。そのうち、海面養殖層は37経営体、海面養殖層以外の沿岸漁業層は741経営体で、前回に比べそれぞれ2経営体(5.1%)、180経営体(19.5%)減少した。

一方、中小漁業層における漁業経営体数は21経営体減少したものの、構成比は上昇している。

【表4】

地域別にみると、沿岸漁業層の漁業経営体数が最も多いのは県北の306経営体(構成比39.3%)で、次いで県央258経営体(同33.2%)、県南214経営体(同27.5%)の順となっている。

県北では沿岸漁業層が14.8%減少、中小漁業層が15.4%減少と、ともに減少しており、県央では沿岸漁業層は16.5%の減少となっているが、中小漁業層はほぼ横ばいになっている。県南ではともに減少しているが、特に沿岸漁業層の減少率が26.7%と高くなっている。【表 5, 6, 図 4, 5】

表 4 漁業層別漁業経営体数

単位:経営体

		区 分	淮	魚業経営体数	ζ		構成比(%)		対ī	前回増減率(%	%)
		調査年	平20	平25	平30	平20	平25	平30	平20	平25	平30
		計	1,402	1,153	950	100.0	100.0	100.0	△ 12.5	△ 17.8	△ 17.6
	Ì	沿岸漁業層	1,192	960	778	85.0	83.3	81.9	△ 13.2	\triangle 19.5	△ 19.0
宮崎		海 面 養 殖 層	46	39	37	3.3	3.4	3.9	\triangle 17.9	\triangle 15.2	\triangle 5.1
県		上記以外の沿岸漁業層	1,146	921	741	81.7	79.9	78.0	\triangle 13.0	\triangle 19.6	\triangle 19.5
	E	中 小 漁 業 層	210	193	172	15.0	16.7	18.1	\triangle 8.7	△ 8.1	\triangle 10.9
	7	大 規 模 漁 業 層	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		計	115,196	94,507	79,142	100.0	100.0	100.0	△ 13.0	△ 18.0	△ 16.3
	Ý	沿岸漁業層	109,022	89,107	74,210	94.6	94.3	93.8	\triangle 13.1	\triangle 18.3	△ 16.7
全		海 面 養 殖 層	19,646	14,944	14,007	17.1	15.8	17.7	\triangle 14.8	\triangle 23.9	\triangle 6.3
国		上記以外の沿岸漁業層	89,376	74,163	60,203	77.6	78.5	76.1	\triangle 12.7	\triangle 17.0	△ 18.8
	E	中 小 漁 業 層	6,103	5,344	4,878	5.3	5.7	6.2	\triangle 11.2	\triangle 12.4	\triangle 8.7
	7	大 規 模 漁 業 層	71	56	54	0.1	0.1	0.1	△ 36.0	\triangle 21.1	△ 3.6

注:漁業層とは、漁業経営体が主に行った漁業種類又は使用した漁船のトン数から決定した区分である。

表 5 地域別沿岸漁業層別漁業経営体数

単位	\$X	44	14

単位:経営体 図4 地域別沿岸漁業層別漁業経営体数

	区 分	2008年	2013年	2018年
	調査年	平20	平25	平30
	漁業経営体数	459	359	306
県北	構成比(%)	38.5	37.4	39.3
	増 減 率(%)	△ 15.6	△ 21.8	△ 14.8
	漁業経営体数	407	309	258
県央	構成比(%)	34.1	32.2	33.2
	増 減 率(%)	△ 3.8	△ 24.1	△ 16.5
	漁業経営体数	326	292	214
県南	構成比(%)	27.4	30.4	27.5
	増減率(%)	△ 19.7	△ 10.4	△ 26.7

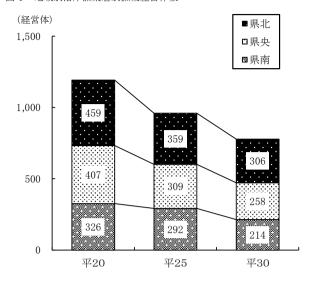
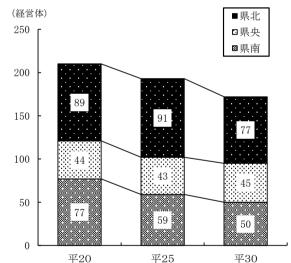


表 6 地域別中小漁業層別漁業経営体数

単位:経営	体
-------	---

図5 地域別中小漁業層別漁業経営体数





(4) 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数

漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数をみると、「100~300万円」の漁業経営体が274経 営体 (構成比28.8%)で最も多く、次いで「100万円未満」の漁業経営体が228経営体 (同24.0%) となっており、これらの2種で全体の約5割を占めている。【図6】

販売金額 1,000万円 2,000万円 1,000~ なし 1.5% 1,500万円 0.7% 2.2% 3.2% 5,000万円 ~1億円 6.6% 2,000~ 5,000万円 100~300万円 6.7%(64経営体) 28.8% (274経営体) 漁業 500~800万円 経営体数 7.3%(69経営体) 950経営体 1億円以上 7.8% (74経営体) 100万円未満 24.0% 300~500万円 (228経営体) 11.2% (106経営体)

図6 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数

(5) 営んだ漁業種類別漁業経営体数

漁業経営体の営んだ漁業種類をみると、最も多いのは釣の538経営体、次いで刺網の292経営 体、はえ縄の274経営体となっている。【表7】

表 7 営んだ漁業種類別漁業経営体数 (複数回答)

単位:経営体

		区	2	分					漁業経営体数	構成比(%)
		計(実数	()					950	100.0
底びき網	小	型		底	ζ	Ķ	き	網	64	6.7
船	び			き			網	33	3.5	
まき網	大中	型ま	き網		1 そ	うま	きその	り他	1	0.1
A C M9	中	٠	小	Ŧ	틴	ま	き	網	27	2.8
刺網	そ	の		他	Ø,		刺	網	292	30.7
大	型		定			置		網	9	0.9
小	型		定			置		網	67	7.1
そ の	他		の	j	網	漁	į	業	35	3.7
									274	28.8
	遠	洋	ま	<*	ろ	は	え	縄	2	0.2
はえ縄	近	海	ま	<	ろ	は	え	縄	57	6.0
	沿	岸	ま	<	ろ	は	え	縄	81	8.5
	そ	Ø	他	0	D	は	え	縄	134	14.1
									538	56.6
	遠	洋	か	つ	お	_	本	釣	3	0.3
	近	海	カゝ	つ	お	_	本	釣	23	2.4
釣	沿	岸	か	つ	お	_	本	釣	20	2.1
	沿	j	旱	l	, \	カ		釣	25	2.6
	V.		き			縄		釣	235	24.7
	そ	0	D	f	也	Ø,		釣	232	24.4

		区	分			漁業経営体数	構成比(%)
採	E			採	藻	68	7.2
そ	<u></u>	他	の	漁	業	88	9.3
						85	8.9
			క	り類	養殖	23	2.4
			ま	だい	養殖	17	1.8
		魚 類養 殖	Ω,	らめ	養殖	5	0.5
海養	面殖	2.7	اع	うふぐ	養殖	2	0.2
	,_		その	の他の魚	類養殖	17	1.8
		かき	類	i 養	殖	15	1.6
		その6	也の	貝 類	養殖	5	0.5
		くる	まえ	U,	養殖	1	0.1

2 個人経営体

(1) 専兼業別漁業経営体数

個人経営体を自家漁業の専兼業別にみると、専業は532経営体で、前回に比べ130経営体 (19.6%)減少した。兼業は258経営体で、前回に比べ65経営体(20.1%)減少した。構成比は前 回とほぼ変わらず、専業が67.3%、兼業が32.7%であった。

兼業のうち、第1種兼業は141経営体、第2種兼業は117経営体となっており、前回に比べそれぞれ70経営体減少、5経営体増加している。【表8,図7】

地域別の個人経営体数をみると、最も多いのは県北の307経営体(構成比38.9%)で、次いで県 央268経営体(同33.9%)、県南215経営体(同27.2%)の順となっており、前回と比べるとすべ ての地域で減少しているが、特に県南の減少率が高くなっている。【表9,図8】

本県と全国の構成比を比べると、全国では専業と兼業がほぼ同じ割合であるのに対し、本県では専業の割合が高いことが特徴的である。【表8】

表 8 専兼業別個人経営体数

単位:経営体

	区 分						漁	漁業経営体数 構成比(%) 対前回増			前回増減率(%	減率(%)			
	調査年				平20	平25	平30	平20	平25	平30	平20	平25	平30		
				計			1,216	985	790	100.0	100.0	100.0	△ 14.2	△ 19.0	△ 19.8
宮	Ę	事				業	686	662	532	56.4	67.2	67.3	3.3	\triangle 3.5	△ 19.6
临県	ŧ	ŧ				業	530	323	258	43.6	32.8	32.7	\triangle 29.7	△ 39.1	\triangle 20.1
乐		第	1	種	兼	業	315	211	141	25.9	21.4	17.8	△ 38.2	△ 33.0	△ 33.2
		第	2	種	兼	業	215	112	117	17.7	11.4	14.8	△ 11.9	△ 47.9	4.5
				計			109,451	89,470	74,596	100.0	100.0	100.0	△ 13.1	△ 18.3	△ 16.6
全	Ę					業	53,009	44,498	38,450	48.4	49.7	51.5	7.5	△ 16.1	△ 13.6
	ŧ	ŧ				業	56,442	44,972	36,146	51.6	50.3	48.5	\triangle 26.3	\triangle 20.3	△ 19.6
国		第	1	種	兼	業	32,294	24,940	19,629	29.5	27.9	26.3	\triangle 24.3	\triangle 22.8	\triangle 21.3
		第	2	種	兼	業	24,148	20,032	16,517	22.1	22.4	22.1	\triangle 28.9	△ 17.0	\triangle 17.5

注:1 第1種兼業の個人経営体とは、自家漁業とそれ以外の仕事を行った世帯のうち、自家漁業の年間収入がそれ以外の収入の合計より大きい世帯をいう。 2 第2種兼業の個人経営体とは、自家漁業とそれ以外の仕事を行った世帯のうち、自家漁業の年間収入がそれ以外の収入の合計より小さい世帯をいう。



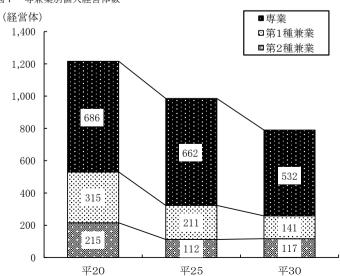
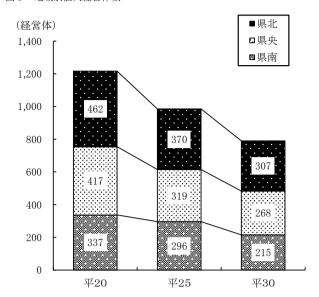


表 9 地域別個人経営体数

単位:経営体 図8 地域別個人経営体数

	区 分	2008年	2013年	2018年
	調査年	平20	平25	平30
	県 計	1,216	985	790
	漁業経営体数	462	370	307
県北	構成比(%)	38.0	37.6	38.9
	増減率(%)	△ 16.8	△ 19.9	△ 17.0
	漁業経営体数	417	319	268
県央	構成比(%)	34.3	32.4	33.9
	増減率(%)	△ 3.5	△ 23.5	△ 16.0
	漁業経営体数	337	296	215
県南	構成比(%)	27.7	30.1	27.2
	増減率(%)	△ 21.8	△ 12.2	△ 27.4



(2) 基幹的漁業従事者の男女別・年齢階層別個人経営体数

基幹的漁業従事者を男女別にみると、男性の個人経営体は785経営体で、女性の個人経営体は2 経営体となっている。構成比を見ると、男性の個人経営体が99.4%となっており、個人経営体の ほとんどを占めている。

個人経営体を年齢階層別にみると、男性65歳以上の構成比は56.7%で、前回に比べ8.6ポイントの上昇となっており、半数以上が男性65歳以上という結果となった。【表10】

男性の個人経営体の65歳以上の構成比を専兼業別にみると、専業は61.0%、第1種兼業は50.4%、第2種兼業は47.4%であり、前回と比べると専業、第1種兼業が高くなっている。

【表11, 図9】

表10 基幹的漁業従事者男女別·年齢階層別個人経営体数

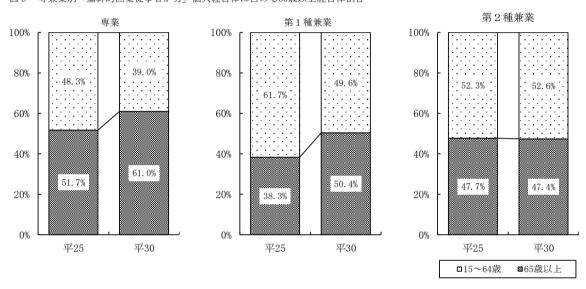
単位:経営体

X10 本种的************************************	可は日本日から同じく	H IT 30				- 125 · 125 14 14
区 分	漁業経営	含体数	構成比	上(%)	対前回増減	咸率(%)
調査年	平25	平30	平25	平30	平25	平30
個 人 経 営 体 数	985	790	100.0	100.0	△ 19.0	△ 19.8
海上作業従事者がいる	985	787	100.0	99.6	△ 19.0	△ 20.1
基幹的漁業従事者が男	980	785	99.5	99.4	△ 19.1	△ 19.9
29 歳 以 下	14	5	1.4	0.6	16.7	△ 64.3
30 ~ 39 歳	35	35	3.6	4.4	0.0	0.0
40 ~ 49 歳	83	54	8.4	6.8	△ 21.0	△ 34.9
50 ~ 59 歳	184	127	18.7	16.1	\triangle 42.7	△ 31.0
60 ~ 64 歳	190	116	19.3	14.7	18.8	△ 38.9
65 歳 以 上	474	448	48.1	56.7	△ 18.1	\triangle 5.5
基幹的漁業従事者が女	5	2	0.5	0.3	25.0	\triangle 60.0
29 歳 以 下	-	_	_	_	_	_
30 ~ 39 歳	_	_	-	_	-	_
40 ~ 49 歳	_	_	-	_	-	_
50 ~ 59 歳	_	1	_	0.1	△ 100.0	_
60 ~ 64 歳	1	_	0.1	_	-	△ 100.0
65 歳 以 上	4	1	0.4	0.1	33.3	△ 75.0
海上作業従事者がいない		3	_	0.4		_

注:基幹的漁業従業者とは、個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

区 分	専	業	第1種	兼業	第2種兼業	
調査年	平25	平30	平25	平30	平25	平30
計	662	532	211	141	112	117
海上作業従事者がいる	662	529	211	141	112	117
基幹的漁業従事者が男	660	528	209	141	111	116
15 ~ 64 歳	319	206	129	70	58	61
65 歳 以 上	341	322	80	71	53	55
基幹的漁業従事者が女	2	1	2	-	1	1
15 ~ 64 歳	-	1	-	-	1	-
65 歳 以 上	2	-	2	-	-	1
海上作業従事者がいない	_	3	_	-	_	_

図 9 専兼業別「基幹的漁業従事者が男」個人経営体に占める65歳以上経営体割合



(3)後継者の有無別個人経営体数

後継者の有無をみると、後継者のいない個人経営体は692経営体で、全体の約9割を占めている。後継者のいる個人経営体は98経営体となっており、構成比は全国値の17.0%より4.6ポイント低い12.4%となっている。【表12,図10】

単位:経営体

表12 後継者の有無別個人経営体数

宮崎県

全

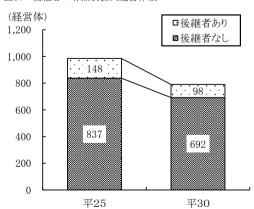
玉

	区	分			漁業経	営体数	構成比(%)		
	調	査 年			平25	平30	平25	平30	
		計			985	790	100.0	100.0	
後	継	者	あ	ŋ	148	98	15.0	12.4	
後	継	者	な	L	837	692	85.0	87.6	
		計			89,470	74,596	100.0	100.0	
後	継	者	あ	ŋ	14,803	12,713	16.5	17.0	

74,667 61,883

注: 後継者とは、満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来自家 漁業の経営主になる予定の者をいう。

図10 後継者の有無別個人経営体数



3 漁船

(1)漁船隻数

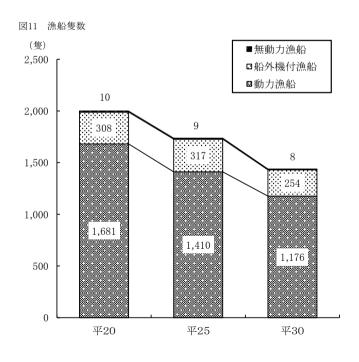
漁業経営体が過去1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の総隻数は1,438 隻で、前回に比べ298隻 (17.2%) 減少している。

(2)漁船種類別隻数

漁船隻数を種類別にみると、動力漁船が1,176隻 (構成比81.8%)、船外機付漁船が254隻 (同17.7%)、無動力漁船が8隻 (同0.6%)となっており、前回に比べすべての漁船種類が減少している。【表13,図11】

表13 漁船隻数

区 分	漁 船 隻 数			構成比(%)			対前回増減率(%)		
調査年	平20	平25	平30	平20	平25	平30	平20	平25	平30
計	1,999	1,736	1,438	100.0	100.0	100.0	△ 11.7	△ 13.2	△ 17.2
無 動 力 漁 船	10	9	8	0.5	0.5	0.6	0.0	△ 10.0	△ 11.1
船外機付漁船	308	317	254	15.4	18.3	17.7	△ 13.5	2.9	△ 19.9
動 力 漁 船	1,681	1,410	1,176	84.1	81.2	81.8	△ 11.4	△ 16.1	△ 16.6



〔Ⅱ〕海面漁業の就業構造

1 漁業就業者

(1) 漁業就業者数

漁業就業者数は2,202人で、前回に比べ475人減少し、減少率は17.7%となった。【表14,図12】 地域別にみると、漁業就業者が最も多いのは県北の982人(構成比44.6%)となっており、全体 の約4割を占めている。次いで県南729人(同33.1%)、県央491人(同22.3%)の順となってい る。【表15,図13】

また、本県の動きを全国と比べると、漁業就業者数はともに減少を続けているものの、減少率 は本県が全国を上回っている。【表14】

表14 漁業就業者数

11	15 你未死来有数					TILL . 7
	区 分	10次	2003年	2008年	2013年	2018年
	調査年	平10	平15	平20	平25	平30
宮	漁業就業者数	4,277	3,749	3,360	2,677	2,202
崎	対 前 回 差	△ 717	△ 528	△ 389	△ 683	△ 475
県	増減率(%)	△ 14.4	△ 12.3	△ 10.4	△ 20.3	△ 17.7
全	漁業就業者数	277,042	238,371	221,908	180,985	152,082
	対 前 回 差	△ 47,844	△ 38,671	△ 16,463	△ 40,923	△ 28,903
玉	増減率(%)	△ 14.7	△ 14.0	△ 6.9	△ 18.4	△ 16.0

注: 漁業就業者とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

畄位・人

単位:人 図12 漁業就業者数の推移

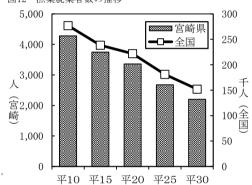
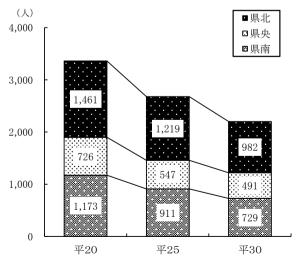


表15 地域別漁業就業者数

10.	表15 地域別應業既業有級										
	区 分	2008年	2013年	2018年							
	調査年	平20	平25	平30							
	計	3,360	2,677	2,202							
	漁業就業者数	1,461	1,219	982							
県北	構成比(%)	43.5	45.5	44.6							
	増減率(%)	△ 2.7	△ 16.6	△ 19.4							
	漁業就業者数	726	547	491							
県央	構成比(%)	21.6	20.4	22.3							
	増減率(%)	△ 13.4	△ 24.7	△ 10.2							
	漁業就業者数	1,173	911	729							
県南	構成比(%)	34.9	34.0	33.1							
	増減率(%)	△ 16.8	△ 22.3	△ 20.0							

図13 地域別漁業就業者数



(2) 男女別·年齡階層別漁業就業者数

漁業就業者を男女別にみると、男性は2,107人、女性は95人で、前回に比べそれぞれ454人、21 人減少した。構成比では男性が95.7%となっており、漁業就業者のほとんどを占めている。

また、漁業就業者のうち、男性65歳以上の者の割合は30.6%であり、この割合の全国順位は28位であった。【表16,図14,図15】

表16 男女別·年齡階層別漁業就業者数

単位:人

	Þ	三 分	ì		漁業就業者数				構成比(%)		対前回増減率(%)		
	調	直查	F		平20	平25	平30	平20	平25	平30	平20	平25	平30
総				計	3,360	2,677	2,202	100.0	100.0	100.0	△ 10.4	△ 20.3	△ 17.7
	15	\sim	24	歳	168	128	116	5.0	4.8	5.3	△ 20.0	\triangle 23.8	\triangle 9.4
	25	\sim	34	歳	359	304	209	10.7	11.4	9.5	1.4	\triangle 15.3	\triangle 31.3
	35	\sim	44	歳	453	360	286	13.5	13.4	13.0	△ 1.9	\triangle 20.5	\triangle 20.6
	45	\sim	54	歳	644	392	378	19.2	14.6	17.2	△ 32.9	△ 39.1	\triangle 3.6
	55	\sim	64	歳	908	765	499	27.0	28.6	22.7	6.3	\triangle 15.7	\triangle 34.8
	65	歳	以	上	828	728	714	24.6	27.2	32.4	△ 8.9	△ 12.1	△ 1.9
		男			3,199	2,561	2,107	95.2	95.7	95.7	△ 8.5	△ 19.9	△ 17.7
	15	\sim	24	歳	166	127	116	4.9	4.7	5.3	△ 19.8	\triangle 23.5	\triangle 8.7
	25	\sim	34	歳	357	300	206	10.6	11.2	9.4	3.5	\triangle 16.0	\triangle 31.3
	35	\sim	44	歳	438	356	278	13.0	13.3	12.6	0.2	\triangle 18.7	\triangle 21.9
	45	\sim	54	歳	594	373	363	17.7	14	16.5	△ 32.8	\triangle 37.2	$\triangle 2.7$
	55	\sim	64	歳	852	726	471	25.4	27.2	21.4	9.9	\triangle 49.8	\triangle 35.1
	65	歳	以	上	792	679	673	23.6	25.4	30.6	\triangle 6.5	△ 14.3	△ 0.9
		女			161	116	95	4.8	4.3	4.3	△ 36.6	△ 28.0	△ 18.1
	15	\sim	24	歳	2	1	-	0.1	0.0	-	△ 33.3	\triangle 50.0	\triangle 100.0
	25	\sim	34	歳	2	4	3	0.1	0.1	0.1	△ 77.8	100.0	\triangle 25.0
	35	\sim	44	歳	15	4	8	0.4	0.1	0.4	△ 40.0	\triangle 73.3	100.0
	45	\sim	54	歳	50	19	15	1.5	0.7	0.7	△ 34.2	\triangle 62.0	\triangle 21.1
	55	\sim	64	歳	56	39	28	1.7	1.5	1.3	△ 29.1	\triangle 30.4	\triangle 28.2
	65	歳	以	上	36	49	41	1.1	1.8	1.9	△ 41.9	36.1	△ 16.3

図14 年齢階層別漁業就業者の構成

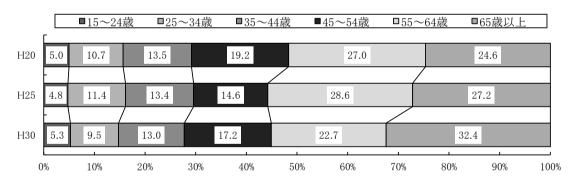
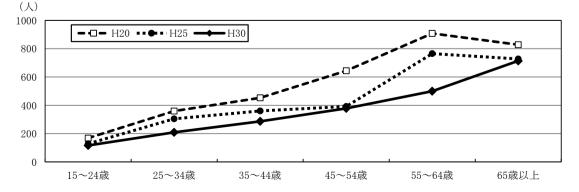


図15 年齢階層別漁業就業者数の推移



2 労働力

(1) 年齢階層別漁業従事世帯員·役員数

漁業従事世帯員・役員数は1,335人であり、このうち漁業従事世帯員は1,018人、漁業従事役員 は317人となっている。

また、年齢階層別にみると、漁業従事世帯員は65歳以上が560人で、全体の5割以上を占めてい る。一方、漁業従事役員は65歳以上が106人で、全体の約3割を占めている。【表17】

表17 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

単位・人

	区 分	計	15~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上
	人数	1,335	26	81	134	238	190	666
	漁業従事世帯員	1,018	16	58	77	163	144	560
宮崎	漁業従事役員	317	10	23	57	75	46	106
県	構 成 比 (%)	100.0	1.9	6.1	10.0	17.8	14.2	49.9
	漁業従事世帯員	100.0	1.6	5.7	7.6	16.0	14.1	55.0
	漁業従事役員	100.0	3.2	7.3	18.0	23.7	14.5	33.4
	人数	134,607	4,837	9,350	15,642	24,154	16,010	64,614
	漁業従事世帯員	123,802	4,492	8,308	13,746	21,376	14,557	61,323
全	漁業従事役員	10,805	345	1,042	1,896	2,778	1,453	3,291
国	構 成 比 (%)	100.0	3.6	6.9	11.6	17.9	11.9	48.0
	漁業従事世帯員	100.0	3.6	6.7	11.1	17.3	11.8	49.5
	漁業従事役員	100.0	3.2	9.6	17.5	25.7	13.4	30.5

注:1 漁業従事世帯員とは、個人経営体の世帯員のうち、過去1年間に漁業を行った者をいう。なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業 に従事した場合も含む。 2 漁業従事役員とは、団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの 者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。

(2) 年齢階層別責任のある者数

漁業経営体の責任のある者は、1,148人であり、年齢階層別に見ると、65歳以上が全体の約5 割を占めている。構成比を全国と比べると、60~69歳の割合が高く、40~49歳、75歳以上の割合 が低くなっている。【表18】

表18 年齢階層別責任のある者数

単位:人

			<u> </u>	分			計	15~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75歳以上
		人				数	1,148	14	61	113	215	164	219	157	205
宮崎		個	人	経	営	体	831	4	38	56	140	118	173	125	177
県		寸	体	経	営	体	317	10	23	57	75	46	46	32	28
	1	構 成	比	(%)	100.0	1.2	5.3	9.8	18.7	14.3	19.1	13.7	17.9
	,	人				数	95,499	1,542	5,234	10,742	18,236	12,169	15,952	12,937	18,687
全		個	人	経	営	体	84,694	1,197	4,192	8,846	15,458	10,716	14,515	11,988	17,782
玉		寸	体	経	営	体	10,805	345	1,042	1,896	2,778	1,453	1,437	949	905
	1	構 成	比	(%)	100.0	1.6	5.5	11.2	19.1	12.7	16.7	13.5	19.6

(3) 団体経営体における役職別責任のある者数

団体経営体の責任のある者を役職別にみると、経営主が187人(構成比59.0%)、陸上作業において責任のある者が127人(同40.1%)、船長が78人(同24.6%)となっている。

また、役職別の平均年齢をみると、経営主が60.3歳、陸上作業において責任のある者が61.4歳、船長が55.1歳となっている。これを全国と比べると、経営主と陸上作業において責任のある者は約1歳高く、船長はほぼ同じであった。【表19】

表19 団体経営体における役職別責任のある者数(複数回答)

単位:人

	R A	区分			陸上作業に おいて責任				
	区 Ŋ	(実数)	経営主	漁ろう長	船長	機関長	養殖場長	左記以外	のある者
宮	人数	317	187	62	78	25	8	61	127
崎	構成比(%)	100.0	59.0	19.6	24.6	7.9	2.5	19.2	40.1
県	平均年齡(歳)	_	60.3	54.1	55.1	48.8	51.9	56.2	61.4
全	人数	10,805	5,609	1,664	3,614	839	829	2,897	3,868
	構成比(%)	100.0	51.9	15.4	33.4	7.8	7.7	26.8	35.8
玉	平均年齡(歳)	_	59.0	57.5	55.4	54.9	53.6	53.7	59.9

注:複数回答がある項目であるため、計と内訳の合計は一致しない。

(4) 自営・雇われ別漁業就業者数

漁業就業者のうち、自家漁業のみに従事した者は832人、雇われて漁業に従事した者は1,370人で、前回に比べそれぞれ300人(26.5%)、175人(11.3%)減少した。自家漁業のみに従事した者の構成比は37.8%であり、全国値の57.3%を19.5ポイント下回っている。【表20】

また、新規就業者は27人であったが、ほとんどが漁業雇われであった。【表21】

表20 自営・雇われ別漁業就業者数

単位:人

	区 分	漁業就	業者数	構成均	対前回 増減率(%)	
	調 査 年	平25	平30	平25	平30	平30
	漁 業 就 業 者	2,677	2,202	100.0	100.0	△ 17.7
宮	自家漁業のみに従事	1,132	832	42.3	37.8	△ 26.5
崎県	うち新規就業者	5	1	0.2	0.0	△ 80.0
乐	漁業従事役員	_	214		9.7	△ 11.3
	漁業雇われ	1,545	1,545	- 1,370 57.7	52.5	△ 11.3
	漁業就業者	180,985	152,082	100.0	100.0	△ 16.0
全	自家漁業のみに従事	109,247	87,158	60.4	57.3	△ 20.2
	うち新規就業者	615	472	0.3	0.3	△ 23.3
国	漁業従事役員		8,755 71,738	64,924	5.8	\triangle 9.5
	漁業雇われ	71,738	56,169	\[\begin{aligned} \ 64,924 \\ 39.6 \end{aligned} \]	36.9	△ 9.5

注: 平成30年調査において「漁業雇われ」から「漁業従事役員」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成25年値は「漁業雇われ」に「漁業従事役員」を含んでいる。 また、対前回増減率は平成25年値と平成30年値を比較するため、「漁業従事役員」と「漁業雇われ」の合計で算出した。

表21 新規就業者数

単位:人

	区分)		新 規 就業者数	構成比(%)
	計			27	100.0
個人	経営体の自	家漁業	のみ	1	3.7
漁	業 雇	わ	ħ	26	96.3

注: 新規競業者とは、過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した 者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が 仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、「個人経営体の自家漁業のみ」については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を 新規就業者とした。

[Ⅲ] 全国における宮崎県の順位表(主要指標)

1	1 漁業経営体数		2	2 個人経営体数			3 団体経営体のうち 会社数			4 漁業就業者数			5 漁業就業者に占める 男性65歳以上の割合		
		経営体	i i		経営体	i		経営体	i		人	ľ		%	
	全国	79, 142		全国	74, 596		全国	2, 545		全国	152, 082	,	全国	33.0	
											I				
	北海道	11, 089		北海道	10,006		北海道	411		北海道	24, 553		秋田	58. 1	
2	長崎	5, 995		長崎	5, 740		長崎	223	2	長崎	11,715	2	新潟	54.6	
3	青森	3, 702	3	青森	3, 567	3	鹿児島	210	3	青森	8, 395	3	山口	52.9	
4	愛媛	3, 444	4	岩手	3, 317	4	宮崎	149	4	岩手	6, 330	4	山形	51.1	
5	岩手	3, 406	5	愛媛	3, 284	5	愛媛	146	5	宮城	6, 224	5	島根	46. 1	
6	三重	3, 178	6	三重	3, 054	6	香川	106	6	愛媛	6, 186	6	和歌山	44.3	
7	鹿児島	3, 115	7	鹿児島	2,877	7	大分	102	7	鹿児島	6, 115	7	徳島	42.3	
8	山口	2,858	8	山口	2, 790	8	広島	101	8	三重	6, 108	8	石川	41.1	
9	熊本	2,829	9	熊本	2,734	9	宮城	80	9	熊本	5, 392	9	広島	40.6	
10	兵庫	2, 792	10	沖縄	2, 683	10	熊本	78	10	兵庫	5,001	10	高知	39.8	
11	沖縄	2, 733	11	兵庫	2, 316	11	静岡	75	11	静岡	4,814	10	千葉	39.8	
12	福岡	2, 383	12	福岡	2, 277	12	高知	69	12	福岡	4,370	12	香川	39.0	
13	宮城	2, 326	13	宮城	2, 214	13	兵庫	67	13	山口	3, 923	13	大分	38.8	
14	静岡	2, 200	14	静岡	2,095	14	神奈川	65	14	沖縄	3,720	14	岩手	37.6	
15	広島	2, 162	15	広島	2,059	14	石川	65	15	千葉	3,674	15	福井	37.5	
16	愛知	1,924	16	愛知	1,849	16	三重	60	16	佐賀	3, 669	16	京都	37.1	
17	大分	1,914	17	大分	1,807	17	島根	54	17	大分	3, 521	17	神奈川	36. 1	
18	千葉	1, 796	18	千葉	1,739	18	青森	48	18	愛知	3, 373	18	三重	34.0	
19	佐賀	1,610	19	佐賀	1,555	19	山口	45	19	広島	3, 327	18	長崎	34.0	
20	高知	1, 599	20	和歌山	1,535	20	鳥取	42	20	高知	3, 295	20	宮城	33.9	
21	和歌山	1,581	21	高知	1,507	21	千葉	37	21	島根	2, 519	21	静岡	33.5	
22	島根	1,576	22	島根	1, 487	22	福岡	35	22	石川	2, 409	22	愛媛	33.4	
23	新潟	1, 338	23	新潟	1, 307	23	徳島	34	23	和歌山	2, 402	22	熊本	33.4	
24	徳島	1,321	24	徳島	1, 276	24	沖縄	29	24	宮崎	2, 202	24	岡山	33.0	
25	石川	1, 255	25	石川	1, 176	25	富山	24	25	徳島	2,046	25	愛知	32.6	
26	香川	1, 234	26	香川	1, 125	26	茨城	23	26	新潟	1,954	26	青森	31.6	
27	神奈川	1,005	27	神奈川	920	27	福井	21	27	香川	1,913	27	鳥取	31.4	
28	宮崎	950	28	岡山	843	28	和歌山	19	28	神奈川	1,848	28	宮崎	30.6	
29	岡山	872	29	宮崎	790	29	新潟	18	29	福井	1, 324	29	鹿児島	30.3	
30	福井	816	30	福井	778	30	岩手	17	30	岡山	1, 306	30	福岡	29.8	
31	京都	636	31	京都	618	31	愛知	15	31	富山	1,216	31	兵庫	29.7	
32	秋田	632	32	秋田	590	32	秋田	14	32	茨城	1, 194	32	福島	28.3	
33	鳥取	586	33	鳥取	538	32	福島	14	33	鳥取	1, 125	33	東京	27.5	
34	大阪	519	34	東京	503	34	岡山	13	34	福島	1,080	33	大阪	27.5	
35	東京	512	35	大阪	493	35	京都	12	35	京都	928	35	富山	24.6	
36	福島	377	36	福島	354	36	佐賀	10	36	東京	894	36	沖縄	24. 2	
37	茨城	343	37	茨城	318	37	山形	5	37	大阪	870	36	茨城	24. 2	
38	山形	284	38	山形	271	37	大阪	5	38	秋田	773	38	北海道	22.8	
39	富山	250	39	富山	204	39	東京	4	39	山形	374	39	佐賀	21.9	

利用にあたって

この概要は、統計法に基づく基幹統計として、平成30年11月1日現在で農林水産省所管のもとに実施された「2018年漁業センサス」のうち、「海面漁業調査」の「漁業経営体調査」について、宮崎県分の主要項目集計結果をまとめたものである。

1 調査の目的

本調査は、漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的としている。昭和24年に第1回目、昭和29年に2回目の調査を実施し、昭和38年の第3回目からは5年に1度の周期で実施され、今回で14回目の実施である。

2 調査期日

平成30年11月1日現在で実施した。

3 調査体系の概要

調査		調査の対象	調査の系統	調査の方法		
海 面 漁業調査	漁業経営体調査	沿海の市区町村に所 在する海面漁業経営 体	農林水産省 -都道府県 -市区町村 -統計調査員 -調査対象	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計申 告を基本とし、面接調 査も可能。)		
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合		郵送調査又は オンライン調査		
内 水 面漁業調査	内水面漁業 経営体調査	内水面漁業経営体	農林水産省 -地方組織 -(統計調査員) -調査対象	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計申 告を基本とし、面接調査も可能。また、回収を をも可能のでは、回収を 野送又は職員が行うことも可能。)		
	内水面漁業 地域調査	内水面漁業協同組合		郵送調査又は オンライン調査		
流通加工調査	魚市場調査	水産物の市場				
/ル地/川上岬生	冷凍·冷蔵、 水産加工場調査	冷凍・冷蔵施設並び に水産加工業の事業 所		調査員調査又は オンライン調査		

4 調查方法 [海面漁業調查漁業経営体調查]

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配付・回収する自計報告調査(被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法)の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査(他計報告調査)の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査(他計報告調査)の方法をとった。

5 地域区分

調査結果の概要にある地域別集計は、次の市町を集計したものである。

県北 … 延岡市、門川町、日向市

県央 … 都農町、川南町、高鍋町、新富町、宮崎市

県南 … 日南市、串間市

6 数値及び記号の表示

(1) 数值

ア 統計表の数値は概数値である。

イ 統計表の一部において、数値をラウンドしてあるため、総数とその内訳を合計したものとが一 致しない場合がある。

(2) 記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「一」は事実のないもの

「△」は負数又は減少したもの

「…」は不詳のもの、調査を欠くもの

7 ホームページ掲載案内

○この資料については、宮崎県のホームページに掲載しています。

(掲載アドレス http://www.pref.miyazaki.lg.jp/tokeichosa/kense/toke/gyosen_top.html)

○九州の調査結果は、九州農政局ホームページ「統計情報」に掲載されています。

(掲載アドレス http://www.maff.go.jp/kyusyu/toukei/index.html)

○全国の調査結果は、農林水産省ホームページ「統計情報」に掲載されています。

(掲載アドレス http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyocen/index.html)

8 連絡先

この報告書に関する問い合わせ先

宮崎県 総合政策部 統計調査課 産業統計担当

電 話 0985-32-4451 (直通)

Eメール tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp

別添 用語等の解説

海面漁業

海面(サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。)において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

過去1年間

平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間

漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は、調査客体としていない。

経営組織

個人経営体

団体経営体

会社

漁業協同組合

漁業生産組合 共同経営

その他

経営体階層

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人で漁業を営んだものをいう。

個人経営体以外の漁業経営体をいう。

会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。

水協法に基づき設立された漁業協同組合(以下「漁協」という。)及び漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)をいう。

なお、内水面組合(水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。)は除く。)

水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

二つ以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

- (ア) 初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類) が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当 該階層に区分。
- (イ) (ア)に該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数(動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。)により区分(使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。)。

漁業層

沿岸漁業層

以下の各層をいう。

漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海 面養殖の各階層を合わせたものをいう。

海面養殖層

中小漁業層

大規模漁業層

海面養殖の階層をいう。

動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。

動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。

漁業種類

営んだ漁業種類

漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。

漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。

漁獲物・収獲物の販 売金額 過去1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額(消費税を含む。)をいう。

出荷先

漁業協同組合の市 洗 場又は荷さばき所 う。

漁業協同組合以外 の卸売市場

流通業者・加工業

者

小売業者・生協 外食産業

消費者に直接販売

自営の水産物 直売所

その他の水産 物直売所

他の方法

過去1年間に漁獲物・収獲物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。

漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をい

漁協以外が開設している卸売市場(中央卸売市場を含む。)へ出荷している場合をいう。

卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。

スーパー(量販店を含む。)、鮮魚商及び生協等へ出荷している場合をいう。 レストラン等の外食産業へ出荷している場合をいう。

消費者に直接販売している場合をいう。

食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく魚介類販売業の許可を得て、自ら が運営する直売所で販売している場合をいう。

共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売している場合をいう。

移動販売(行商)等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売している場合をいう。

その他 上記以外のものをいう。

責任のある者

個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。

なお、団体経営体において、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても 役員等でない場合は責任のある者に含めない。

経営主

経営方針の決定参 個人経営 画者(経営主を除 者をいう。

漁業の経営に責任のある者又は経営の意思決定を行う者をいう。

個人経営体の世帯員のうち、経営主とともに漁業経営に関する決定に参画した 者をいう。

漁ろう長

団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、 漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。

船長

<)

団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船

の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)に定め る資格を有している者をいう。

機関長

養殖場長

団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。

団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。

その他

団体経営体の通信長、甲板長及び司ちゅう長 (コック長) など各部門における 責任者をいう (役職にはついていない役員も含む。)。

陸上作業において 責任のある者 管理運営業務等の陸上作業における責任者をいう。

漁業就業者

個人経営体の自家 漁業のみ

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。 漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び 雇われての漁業には従事していない者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否か は問わない。)。

団体経営体におけ る責任のある者 漁業雇われ 漁業就業者のうち、団体経営体における経営主及び役員(支配人や代理を委任された人を含み、役員会に出席するだけの者は含まない。)をいう。

漁業就業者のうち、上記以外の者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは 問わない。)。

新規就業者

過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。

海上作業従事者

満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者

漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付 属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているもの に限定している(重複計上を回避するため。)。

無動力漁船 船外機付漁船

推進機関を付けない漁船をいう。

無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。

動力漁船

推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船(船内にエンジンを 設置し、船外に推進ユニット(プロペラ等)を設置した漁船)については動力漁 船とした。

漁業の海上作業

- ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労(漁場での水産動植物の採捕 に係る作業)、船上加工等の海上における全ての作業をいう(運搬船など、漁 労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事 しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。)。
- イ 定置網漁業では、網の張り立て(網を設置することをいう。)、取替え、漁 船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見(定置網 に魚が入るのを見張ること。)をいう。
- ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての 作業及び陸上の引き子の作業をいう。
- エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻(海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。)等をする作業をいう(潜水も含む。)。
- オ養殖業では、次の作業をいう。
- (ア) 海上養殖施設での養殖
 - a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
 - b いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し
 - c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の 海上において行う全ての作業
- (イ) 陸上養殖施設での養殖
 - a 採苗、飼育に関わる養殖施設(飼育池、養成池、水槽等)での全ての作業
 - b 養殖施設(飼育池、養成池、水槽等)の掃除
 - c 池及び水槽の見回り
 - d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。)
 - e 収獲物の取り上げ作業

個人経営体の専兼業 分類

専業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。

第1種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

第2種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

兼業の種類

水産物の加工

水産物を主たる原料とする加工製造業をいい、自家生産物以外の水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内(屋敷内)に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者(家族も含む。)を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。

漁家民宿

旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第 三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡に かかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。

漁家レストラン

食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。

遊漁船業

遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること(船釣り、瀬渡し等)をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。

農業

販売することを目的に農業を行っている場合をいう。

小売業

自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。 なお、インターネットや行商など店舗を持たない場合も含める。

その他

上記以外のものをいう。

基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

自家漁業の後継者

満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう。